

第 18 回原子力安全・保安部会 (H16. 06. 14) 議事録より

(秋庭委員)

今回から出席させていただきました秋庭と申します。消費者の視点から理解し、また周りの消費者に伝えていきたいと思っています。私からの質問は、東嶋委員の質問と関連しますが、今回、このクリアランスレベルということを聞きますと、消費者にとっては、今まで原子力発電所から出るものは廃棄物としてきちんと管理されると、放射性廃棄物として管理されるということを、価値観を変えなければいけないということで、ちょっと戸惑いがあると思うんです。そして、その後、さらに再利用されとなると、もっと戸惑いが出てくると思います。新聞報道によりますと、再利用に当たっては、私たちの身の回りの者にも再利用されるということが書いてありましたが、その辺のところを、再利用して、全くその先のことまでは今、トレース・アビリティというのは処分場までというふうに伺っておりますが、それで大丈夫なのかということが大変不安ですが、その辺のところをちょっとご説明いただけないでしょうか。

(村上部会長)

これも伊藤課長、お願いいたします。

(伊藤放射性廃棄物規制課長)

資料1の3ページのところをごらんいただければと思います。このクリアランスレベル設定に向けましてクリアランスレベル設定におきまして、原子力安全委員会のほうでの検討の結果が書いてございますが、原子力安全委員会のほうで、レベルを決めるに当たりましては、処分場での処分も当然でございますが、真ん中の四角のところ、評価経路として再利用、これは金属を処理して消費財として再利用する場合、あるいはコンクリートを建築材に再利用する場合等々、32の現実的に考えられるシナリオを考えまして、その中には、この評価の中で、一般の金属が消費財として流通するという過程もした上で、この濃度を決めているところでございます。したがって、安全性という面から申し上げますと、このクリアランスレベルを満たすものにつきましては、どのような再利用、あるいは処分の形態をとっても、先ほど申し上げた人への健康の影響というのは、年間 0.01 ミリシーベルトに抑えられるという議論がございました。ただ、それとは別に、一番最後の、例えば、参考に書いてございますように、7ページでございますが、先生のご指摘にございましたように、社会全体がクリアランスといったものについてどういった形で向き合っていくのか、そういったことが定着するまでの間は、電気事業者におきましても自主的な再利用

先というのを、みずからの業界内で積極的に利用していくというお考えをご表明いただいているところでございます。

したがいまして、技術的には何ら、再利用、再使用につきまして制限がないものでございますけれども、制度定着までの間は、理解の促進でございますとか、こういった取り組みも有効であろうと、そういった議論があったところでございます。

（秋庭委員）

ありがとうございます。それでは、その再利用に当たっては、やはり消費者に徹底的に安全なレベルというものはどういうものなのかということをもっと知らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（村上部会長）

はい、ありがとうございました。石樽委員、何かご発言がございますか。

（石樽委員）

今の伊藤課長のお答えに尽きていると思いますが、私ども、この小委員会で議論したときに、やはり、このクリアランスの問題というのは、この制度を導入することについて安全を確保する、それはもう当然のことなんですが、ただ、それだけではなくて、やはり、安心感を持って社会に受け入れられて、これが定着をしていく、そういうことが非常に重要であろうということにかなり留意をして議論したつもりでございます。例えば、国が2段階に関与するとか、定着するまでの間はいろいろ記録を、再利用に出たものについてもとどめる、あるいは、それが定着するまでの間は事業者において再利用の道を考える、こういったことも、理解をいただいて安心感を持って受け入れて定着していく、そのために必要であろうということでこの報告書を出させていただいています。